

横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金交付要綱

(総則)

第 1 条 横浜市（以下「市」という。）が予算の範囲内で補助金を交付することについて、横浜市補助金の交付等に関する規則（平成 17 年 11 月 30 日横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この要綱は、地球温暖化を防止し、災害に強い安心・安全なまちづくりを推進するため、市が実施する横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金（以下「補助金」という。）の交付手続等に関する基本的事項を定め、補助金交付に関する業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 戸建住宅 一つの建物が 1 住宅で、かつ、建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 1 条に定める区分所有権を有さない住宅。
- (2) 併用住宅 戸建住宅のうち、店舗等と併用し、かつ、居住部分の面積が 1 / 2 以上である住宅。
- (3) 集合住宅 一棟の建物が、共有部分を除き、構造上、数個の部分に区画され、各区画がそれぞれ独立して住居に供される住宅。
- (4) 既存住宅 戸建住宅、併用住宅及び集合住宅のうち、建物の完成の日から、1 年以上を経過している住宅。
- (5) 業務用ビル 住居に供される住宅を含まない、業務用途の建築物。
- (6) ZEH 横浜市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス普及促進補助制度

2 前項に定めるもののほか、この要綱における用語の定義は、補助金規則の例による。

(交付対象者)

第 4 条 補助金交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 次に掲げる者のうち、いずれかの者であること。
 - ア 市内において自ら居住または居住を予定している住宅に、次条に規定するシステム（以下「システム」という。）を設置する個人
 - イ システムが設置された市内の住宅を購入し居住を予定している個人
 - ウ システムを市内の住宅に設置し、当該住宅に居住または居住を予定している個人に

貸与する法人（以下「リース事業者」という。）

エ 市内において業務用燃料電池システムを設置する個人又は法人

- (2) 市税等の滞納がないこと。
- (3) システムの設置にあつてはその工事着工前、システムが設置された住宅の購入にあつてはその引渡し前に、第8条に定める交付申請書を別表1に定める期日までに提出できる者であること。
- (4) 第12条に定める実績報告書を別表1に定める期日までに提出できる者であること。
- (5) システムを設置する住宅等に、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）以外に所有者が存在するときは、申請者以外の所有者全員から第8条に定める同意書を得られる者であること。

（補助対象システム）

第5条 補助の対象となるシステム（以下「補助対象システム」という。）及び補助の要件は、別表2に定める。ただし、システムはすべて新品であること。

（補助金額）

第6条 補助金額は、別表3のとおりとする。

- 2 前項の補助金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（申請の受付期間等）

第7条 市長は、別表1に定める期間及び条件において、この要綱に基づく補助を受けようとする者について申請を受け付けるものとする。

（交付申請）

第8条 申請者は、別表1に定める交付申請書提出期限までに、横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請日において全ての市税等を滞納していないことが証明できる書類
ただし、申請者が個人にあつては、交付申請者の同意事項への同意をもってこの書類とみなすことができる。
- (2) 申請者が個人の場合は、システムを設置する住宅に係る住民票（交付申請書の提出の日前3か月以内に発行されたもの。）、法人の場合は、定款（写し）及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（交付申請書の提出の日前3か月以内に発行されたもの。）又はこれに代わるもの、法人格を持たない団体の場合は規約（写し）又はこれに代わるもの
- (3) 申請者が法人又は法人格を持たない団体にあつては、役員等氏名一覧表
- (4) システムを設置する住宅等に係る登記事項証明書（交付申請書の提出日の1年以

内に発行されたもの。)又は申請書を提出する年度に発行された固定資産税の家屋に係る評価証明書(共有の場合は共有者の氏名がわかるもの。)、建築確認済証(写し)又はこれに代わるもの。

(5) システムを設置する住宅等に、申請者以外に所有者が存在する者にあつては、横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金交付申請に係る同意書(第2号様式。)

(6) 契約書の写し又はこれに代わるもの

(7) 補助金交付申請者がリース事業者である場合は、横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金交付申請に係る共同申請同意書(第3号様式)、設備のリースに係る契約書(写し)又はこれに代わるもの、リース料計算書及びリース料総額から補助金相当額分が減額されていることを証明できる書類、リース契約者の住宅に係る住民票(交付申請書の提出の日前3か月以内に発行されたもの。)

(8) その他市長が必要と認める書類

2 補助金規則第5条第3項の規定により、市長が交付申請において、交付申請書への記載又は添付を省略させることができる書類は、同規則同条第2項第2号から第4号に掲げるものとする。

3 HEMS(家庭用エネルギー管理機器)及び住宅用燃料電池システムを対象とする補助は、補助金規則第24条ただし書きに定める市内事業者による入札又は2人以上の市内事業者からの見積書の徴収を行い難い場合に該当するものとする。業務用燃料電池システムは、次のいずれかに該当する場合は、所在地区分が準市内又は市外の事業者の参加もできるものとする。

(1) 特殊な技術や、経験・知識を特に必要とする工事、設計委託等で、実績のある市内事業者がないとき

(2) 物品調達の場合、特殊な部品で購入先が限定されるなど、契約の目的物が市内事業者では納入できないとき

(3) 履行可能な市内事業者が、2者以上ないとき

4 補助対象システム機器費に自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、別表4に定める方法により利益等を排除して交付申請をしなければならない。ただし、申請時における利益等の金額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付及び不交付の決定)

第9条 市長は、前条の交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金交付決定通知書(第4号様式。以下「交付決定通知書」という。)により、補助金交付予定額及び交付に関する条件を付して申請者に通知するものとする。ただし、業務用燃料電池システムの交付申請書を申請受付開始の日から30日以内に複数受理した場合は、予算額をおのおのの定格出力容量に応じて按分することで補助金額を算出することとする。なお、按分により補助金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものと

する。

- 2 市長は、前条の交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当でないとき、横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金不交付決定通知書（第5号様式）により、理由を付して申請者に通知するものとする。

（計画変更の申請及び承認）

第10条 申請者は、交付申請した計画を変更しようとする場合は、遅滞なく横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金計画変更承認申請書（第6号様式。以下「計画変更承認申請書」という。）を市長に提出し、事前にその承認を受けなければならない。なお、交付申請者がリース事業者の場合は、横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金計画変更承認申請に係る共同申請同意書（第7号様式）を添付するものとする。

- 2 前項のうち、計画の変更の内容が補助対象システムの変更であって、補助金交付予定額に変更が生じない場合は、第12条に定める実績報告書の提出をもって代えることができる。
- 3 市長は、第1項の計画変更承認申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、計画の変更を認めたときは、横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金計画変更承認通知書（第8号様式）により、申請者に通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第11条 申請者は、補助事業の中止その他の理由により当該補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金交付申請取下げ申請書（第9号様式。以下「交付申請取下げ申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。なお、交付申請者がリース事業者の場合は、横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金交付申請取下げに係る共同申請同意書（第10号様式）を添付するものとする。

- 2 市長は、前項の交付申請取下げ申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、交付申請の取下げを認めたときは、横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金申請取下げ承認通知書（第11号様式）により、申請者に通知するものとする。
- 3 前項の承認を受けた者は、同年度内は本事業について補助金の申請を行うことはできない。

（実績報告）

第12条 第9条第1項に規定する交付決定通知書を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、システムの使用を開始した後、横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金実績報告書（第12号様式。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、速やかに、かつ、別表1に定める期限までに市長に提出しなければならない。

- （1）システムの設置費に係る領収書の写し（システム設置費が明確なもの。内容が不

明な場合は、領収書に領収内訳書を添付。)

(2) 設置したシステムの出荷証明書(写し)又は保証書(写し)若しくはこれに代わるもの

(3) 第8条に規定する交付申請書の提出の際に、システムを設置した住宅の登記事項証明書及び住民票を提出していない場合は、登記事項証明書(提出期限に登記が完了していない場合は、登記申請書の受領証(写し))及び住民票

(4) 戸建住宅、集合住宅又は業務用ビル等の全景、システムの設置状況及びシステムの型式が確認できる機銘板等を示すカラー写真

(5) その他市長が必要と認める書類

2 補助金規則第14条第4項の規定により、市長が実績報告において、報告、添付又は記載を省略させることができる書類は、同規則同条第1項第2号のうち補助金等に係る収支計算に関する事項を記載した決算書及び同条第3号から第5号に掲げるものとする。

(交付額の確定及び交付)

第13条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、本要綱に適合すると認めたときは、横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金交付額確定通知書(第13号様式)により、補助金交付額を付して交付決定者に通知し、補助金を交付するものとする。

(手続の委任)

第14条 補助金の交付を受けようとする者は、委任状(第14号様式)を市長に提出することにより、第8条に定める交付申請、第10条に定める計画変更承認申請、第11条に定める交付申請取下げ申請及び第12条に定める実績報告について、第三者(以下「受任者」という。)に対してこれらの手続の権限を委任することができる。

2 受任者は、委任された手続を、誠意をもって実施するものとし、手続を通じ補助金の交付申請を行う者に関して得た情報は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57条)に従って取り扱うものとする。

3 市長は、受任者が第1項に規定する手続を偽りその他不正な手段により行った疑いのある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該受任者の名称及び不正の内容を公表し、当分の間、手続の受任を認めないことができるものとする。

(管理)

第15条 補助金の交付を受けた者は、補助対象システムを別表5に定める期間(以下「管理期間」という。)、善良なる管理者の注意をもって管理し、使用しなければならない。

(財産処分の制限及び返還)

- 第 16 条 補助金の交付を受けた者は、管理期間内において、市長の承認を受けずに、取得財産を補助金の交付の目的及び要件に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸付け、又は担保に供してはならない。財産処分を予定し、市長の承認を受ける必要が生じたときは、横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金財産処分承認申請書(第 15 号様式。以下「処分承認申請書」という。)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の処分承認申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、処分することが適当と認めたときは、横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金財産処分承認通知書(第 16 号様式)により、申請者に通知するものとする。
 - 3 市長は、補助金の交付を受けた者が、第 1 項の規定により補助対象システムを処分したときは、別表 6 に定める割合に応じて補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。ただし、情状によりその目的に反しないと市長が認める場合は、この限りではない。
 - 4 補助金の交付を受けた者は、補助対象システムに関する書類を管理期間内保管しなければならない。

(交付決定及び交付額の確定の取消し並び返還)

- 第 17 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第 9 条に規定する補助金の交付決定又は第 13 条に規定する補助金交付額の確定を取り消すことができる。
- (1) 交付決定者が、本要綱に違反した場合
 - (2) 補助金交付額の確定を受けた者が、本要綱に違反した場合
 - (3) 補助金の交付を受けた者が、補助金を補助対象システムの設置以外の目的に使用した場合
- 2 市長は、前項の取消しをしたときは、横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助金交付決定取消し通知書(第 17 号様式)により、申請者に理由を付して通知するものとする。
 - 3 市長は、第 1 項の規定により取消しをしたときは、補助対象システムの当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期間を定めて交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 4 市長は、第 14 条第 3 項又は前項に規定の補助金の返還の納付が期限内にない場合、補助金規則第 21 条第 4 項に規定の延滞金を徴収するものとする。

(協力)

- 第 18 条 市長は、申請者又は補助金の交付を受けた者に対し、市が取り組んでいる地球温暖化対策に関する調査等について協力を求めることができる。

(暴力団の排除)

- 第 19 条 横浜市暴力団排除条例(平成 23 年横浜市条例第 51 号)第 8 条の規定に基づき、

補助金交付申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は補助金交付の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 法第2条第2項に規定する暴力団

(3) 法人にあつては、代表者又は役員の中に暴力団員に該当する者があるもの

(4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当するもの

- 2 市長は、必要に応じ補助金交付申請者又は補助金交付の決定を受けた者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

附則

この要綱は、平成28年5月16日から施行する。

この要綱の制定をもって「横浜市住宅用自立分散型エネルギー設備設置費補助金交付要綱」を廃止する。

別表1（第4条、第7条、第8条及び第12条関係）

【交付申請書等の提出期限及び提出方法について】

【交付申請書等の提出期限】	
交付申請書提出期限	実績報告書提出期限
申請受付開始の日から翌年2月の 第2週の金曜日	申請受付開始の日の翌年3月の 第2週の金曜日
<p>【提出方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要な書類を全てそろえて、提出期限までに市環境創造局環境エネルギー課に郵送すること。 ・提出期限が祝祭日及び閉庁期間に当たる場合は、その直前開庁日をその期日とする。 ・補助金交付申請額の合計が予算額に達したら受付を終了するものとする。 ・HEMS及び住宅用燃料電池システムは、一般枠とは別にZEH申請枠を設ける 	

別表2（第5条関係）

【補助対象システム及び補助の要件について】

補助対象システム	補助の要件	特記事項
HEMS（家庭用エネルギー管理機器）	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー使用量を個別に計測・蓄積し、「見える化」が図られていること ・「ECHONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載していること 	
住宅用燃料電池システム	<ul style="list-style-type: none"> ・経済産業省の「民生用燃料電池導入支援補助金」の対象設備であること ・戸建住宅又は建屋外設置にあたっては、停電時発電機能を内蔵した設備又は別売りの停電時発電機能オプションを併設した設備であること 	対象設備を安全に使用できる設置場所が確保されていること
業務用燃料電池システム	<ul style="list-style-type: none"> ・定格出力50kW以上の燃料電池システムであること 	対象設備を安全に使用できる設置場所が確保されていること

別表3（第6条関係）

【補助金額について】

補助対象システム	補助金額	特記事項
HEMS（家庭用エネルギー管理機器）	機器費（消費税除く） （上限1万円）	
住宅用燃料電池システム	機器費（消費税除く）の4分の1 （上限5万円）	
業務用燃料電池システム	機器費（消費税除く）の4分の1 （上限500万円）	

別表4（第8条関係）

【補助対象システム機器費について】

補助事業における利益等排除の方法は次のとおりとする。

1 利益等排除の対象となる調達先

補助対象事業者が次の(1)から(3)の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いる。

(1)補助対象事業者自身

(2)100%同一の資本に属するグループ企業

(3)補助対象事業者の関係会社（上記(2)を除く）

2 利益等排除の方法

(1)補助対象事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象経費とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

(2)100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費とする、これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(3)補助対象事業者の関係会社（上記(2)を除く。）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費とする。これによりがたい場合、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

注)「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることの証明及びその根拠となる資料の提出を行うものとする。

別表 5（第 15 条関係）

【補助対象システムの管理期間について】

補助対象システム	管理期間
HEMS（家庭用エネルギー管理機器）	使用開始日から起算して 5 年
住宅用燃料電池システム	使用開始日から起算して 6 年
業務用燃料電池システム	使用開始日から起算して 6 年

別表 6（第 16 条関係）

【返還割合について】

交付した補助金の返還を請求する場合の金額は、補助対象システムの補助金相当額に使用期間により定めた返還割合を乗じ、100 円未満を切り捨てた額とする。

実績報告書にある使用開始日から起算し、財産処分予定日を満了とした使用期間ごとに、返還割合を次のとおり定める。（財産処分の承認前に財産処分が行われた場合は、財産処分予定日を財産処分日とする。）

・ HEMS（家庭用エネルギー管理機器）

使用期間	返還割合
財産処分予定日が、使用開始日から起算して 1 年に満たない場合	100%
財産処分予定日が、使用開始日から起算して 1 年以上 2 年未満	80%
財産処分予定日が、使用開始日から起算して 2 年以上 3 年未満	60%
財産処分予定日が、使用開始日から起算して 3 年以上 4 年未満	40%
財産処分予定日が、使用開始日から起算して 4 年以上 5 年未満	20%
財産処分予定日が、使用開始日から起算して 5 年以上の場合	なし

・ 住宅用燃料電池システム及び業務用燃料電池システム

使用期間	返還割合
財産処分予定日が、使用開始日から起算して 1 年に満たない場合	100%
財産処分予定日が、使用開始日から起算して 1 年以上 2 年未満	84%
財産処分予定日が、使用開始日から起算して 2 年以上 3 年未満	67%
財産処分予定日が、使用開始日から起算して 3 年以上 4 年未満	50%
財産処分予定日が、使用開始日から起算して 4 年以上 5 年未満	34%
財産処分予定日が、使用開始日から起算して 5 年以上 6 年未満	17%
財産処分予定日が、使用開始日から起算して 6 年以上の場合	なし